（削る）

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター（昭和四十八年一月五日に財団法人日本建築設備・昇降機センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	第三十三条第二項第七号、第八号及び第十号から第十二号までに係る同条第一項各号に掲げる区分	日本全域及び外国型式部材等製造者の認証に係る国	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	平成十二年六月二十九日
（略）					

一般社団法人日本膜構造協会（昭和五十三年九月二十七日に社団法人日本膜構造協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	東京都中央区新富二丁目一番七号	第三十三条第二項第一号に係る同条第一項第一号に掲げる区分	日本全域	東京都中央区新富二丁目一番七号	平成二十一年一月九日
（略）					

2

（指定性能評価機関に係る指定の区分）

第五十九条　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第七号から第八号まで及び第九号の二ロ、法第二十一条第一項（主要構造部の一部に関するものに限る。）、法第二十三条、法第二十七条第一項（主要構造部の一部又は防火設備に関するものに限る。）、法第六十一条（防火設備に関するものに限る。）、令第七十条、

一般財団法人日本建築総合試験所	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号	第三十三条第二項第一号、第二号及び第四号に係る同条第一項第一号及び第二号に掲げる区分	日本全域	大阪府大阪市中央区内本町二丁目四番七号	平成十二年六月二十九日
一般財団法人日本建築設備・昇降機センター	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	第三十三条第二項第七号、第八号及び第十号から第十二号までに係る同条第一項各号に掲げる区分	日本全域及び外国型式部材等製造者の認証に係る国	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	平成十二年六月二十九日
（略）					

一般社団法人日本膜構造協会（昭和五十三年九月二十七日に社団法人日本膜構造協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	第三十三条第二項第一号に係る同条第一項第一号に掲げる区分	日本全域	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号	平成二十一年一月九日
（略）					

2

（指定性能評価機関に係る指定の区分）

第五十九条　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第七号から第八号まで及び第九号の二ロ、法第二十三条、法第二十七条第一項（防火設備に関するものに限る。）、法第六十四条、令第七十条、令第百九条の三第一号及び第二号ハ、令第百十二条第一項及び第二項第一号、令第百十三条第一項第三号、令第百十四条第